

# 福岡県公報

平成20年4月25日  
第2815号

## 目次

告示(第693号-第712号)

廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	..... 1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 2
平成20年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託	(子育て支援課)	..... 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 2
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 2
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	..... 3
土地改良事業計画の変更の同意	(農村整備課)	..... 3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	..... 3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	..... 5
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	..... 6
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	..... 6
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	..... 7
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	..... 8
救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	..... 8
国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農山漁村振興課)	..... 8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 9

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....10
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....10
公 告		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....11
選挙管理委員会		
平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部改正(市町村支援課)		.....13
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....15
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....16
海区漁業調整委員会		
区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	.....16

## 告 示

福岡県告示第693号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定する区域  
直方市大字下境3912番地26、27、37、38及び39
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号に規定する直方市により一般廃棄物の埋立処

分の用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第694号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字山家1433の7、1433の62、1433の64、1433の78

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第695号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成20年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託先 社会福祉法人日本保育協会

2 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

3 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

福岡県告示第696号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ボランティアネットワークすくらむ

(2) 代表者の氏名

美坐 時朗

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡広川町大字広川205番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、個人又はボランティア団体（グループ）との緩やかなネットワークを築き、自治体との協働、地域の活性化及び交流促進、高齢化社会への対応等、地域の多様なニーズに沿った活動を展開することで、広く住民の社会参加を支援し、よりよいまちづくり、生き甲斐づくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	筑紫野 古 賀 線	前	古賀市大字青柳1063番1先 から 同市大字青柳784番1先ま で	7.5 ～ 30.0	900.0
			後	同上	25.0 ～ 54.0	900.0

福岡県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成20年3月31日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
久留米市	農業用排水施設整備事業 (筑後川下流左岸地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年4月25日から 平成20年5月28日まで	久留米市役所

福岡県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	同 意 年 月 日
宮若市	農業用ため池整備事業 (布谷・布谷新地区)	平成20年4月4日

福岡県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大居168	アップルハート訪問看護ステーション大牟田	大牟田市藤田町54-3	20・4・1	訪看・予訪看
田川居233	訪問看護リヴ	田川郡福智町赤池628	20・4・1	訪看・予訪看
京居96	つくし訪問看護ステーションみやこ	京都郡みやこ町犀川本庄497-2	20・4・1	訪看・予訪看
大支69	やまなみ介護計画	大牟田市沖田町21	20・4・1	居支
飯居229	介護ショップエンゼル	飯塚市枝国452-10	20・4・1	福用・福販・予福用・予福販
飯居230	ショートステイコスモス苑	飯塚市伊川1262-1	20・4・1	短生・予短生
飯居231	ヘルパーステーションきこり	飯塚市下三緒243-8	20・4・1	訪介・予訪介
田支54	太陽シルバーサービス株式会社たいようケアセンター	田川市大字川宮1200	20・4・1	居支

田居145	太陽シルバーサービス株式会社 太陽ヘルパーステーション	田川市大字川宮1200	20・4・1	訪介・予訪介
田居146	太陽シルバーサービス株式会社筑豊営業所	田川市大字川宮1200	20・4・1	福用・福販・予福用・予福販
田居144	暖家の丘第2デイサービスセンター	田川市大字位登927 - 1	20・4・1	通介・予通介
朝倉支21	医師会ケアプラン	朝倉市三奈木2466 - 1	20・4・1	居支
前居41	太陽シルバーサービス株式会社福岡西営業所	前原市高田1丁目8 - 8	20・4・1	福用・福販・予福用・予福販
粕居67	さくらデイサービス	糟屋郡粕屋町大字長者原643 - 1	20・4・1	通介・予通介
福津居30	デイサービス福津いきいき	福津市若木台1丁目20 - 3	20・4・1	通介・予通介
田川居234	デイサービス夢	田川郡福智町赤池58 - 4	20・4・1	通介・予通介
田川居235	ライフケアえん	田川郡川崎町大字池尻499	20・4・1	訪介・予訪介
京支41	つくし介護保険サービスみやこ	京都郡みやこ町犀川本庄497 - 2	20・4・1	居支
京居97	つくし訪問介護ステーションみやこ	京都郡みやこ町犀川本庄497 - 2	20・4・1	訪介・予訪介
田川居237	若草ヘルパーステーション	田川郡大任町大字今任原3650	20・4・1	訪介・予訪介
嘉麻居77	グループホームうすい	嘉麻市下臼井1082	20・4・1	認共・予認共
嘉麻居76	グループホームこすもす	嘉麻市平山16	20・4・1	認共・予認共
み居40	あぜ道デイサービスセンター	みやま市瀬高町大江2289 - 1	20・4・1	認通・予認通
田川居236	多機能ホームあじさい	田川郡福智町弁城2798 - 2	20・4・1	小居・予小居

## 福岡県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
筑介93	医療法人翔山会やまもと内科循環器科医院	筑後市大字上北島312 - 7	20・2・1	居管・予居管
朝倉介48	朝倉医師会病院	朝倉市来春422 - 1	20・3・20	訪リ・予訪リ
京介122	いけだクリニック	京都郡苅田町富久町1丁目33 - 3	20・2・1	訪看・居管・予訪看・予居管
久介歯270	しぶえ歯科・小児歯科クリニック	久留米市北野町今山509 - 10	20・3・1	居管・予居管
直介歯69	まいん歯科医院	直方市大字上境289 - 1	20・2・1	居管・予居管
久居297	ケアサービスこころ	久留米市通町4 - 5	20・3・1	訪介・予訪介
宰居38	ホームヘルパーステーションふたば	太宰府市三条1丁目4 - 1	20・3・1	訪介・予訪介
遠居97	医療法人社団清涼会岡垣記念病院訪問介護つばさ	遠賀郡岡垣町中央台3丁目22 - 1	20・3・1	訪介・予訪介
筑支15	社会福祉法人煌ケアプランセンター筑後	筑後市大字新溝95	18・4・1	居支
み支20	矢部川居宅介護支援事業所	みやま市瀬高町下庄2175 きくち胃腸科内科クリニック	20・2・8	居支

田川居231	デイサービスセンターあいあい伊方	田川郡福智町伊方1914 - 2	20・3・1	通介・予通介
久居298	認知症対応型デイサービスあじさい	久留米市善導寺町飯田1393 - 10	20・3・1	認通・予認通
田川居232	認知症対応型通所介護安心院	田川郡川崎町大字田原47 - 1	20・3・1	認通・予認通

## 福岡県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「訪」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地〔名称〕〔所在地〕の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直介88	医療法人温故会社団中村病院	医療法人温故会社団直方中村病院	直方市大字頓野993 - 1	20・4・1
朝倉介老4	甘木朝倉医師会介護老人保健施設アスピア	朝倉医師会介護老人保健施設アスピア	朝倉市三奈木2420 - 15	20・4・1
朝倉介福3	甘木朝倉医師会訪問看護ステーション	朝倉医師会訪問介護ステーション	朝倉市三奈木2420 - 15	20・4・1
大居92	煌ふくしサービスセンターりぼん	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターりぼん	大牟田市大字歴木字平野山1807 - 920	20・4・1

久支16	上津ケアプランサービス	久英会ケアプランサービス	久留米市藤光町965 - 2	20・4・1
久居93	煌ふくしサービスセンターグリーンピース	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターグリーンピース	久留米市南4丁目27 - 31	20・4・1
直居30	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターあじさいの会	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターあじさいの会	直方市大字山部字菊竹通411 - 1	20・4・1
直支26	社会福祉法人煌ケアプランセンター直方	社会福祉法人グリーンコープケアプランセンター直方	直方市大字山部字菊竹通411 - 1	20・4・1
飯居45	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターとも	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターとも	飯塚市目尾776 - 5	20・4・1
飯支74	社会福祉法人煌ケアプランセンターとも（飯塚）	社会福祉法人グリーンコープ ケアプランセンターとも（飯塚）	飯塚市目尾776 - 5	20・4・1
田支13	寿楽園在宅介護支援センター	寿楽園在宅介護支援事業所	田川市大字伊加利平原2096	20・4・1
柳居15	社会福祉法人煌ふくしサービスセンター共生 - つどいの家	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター共生 - つどいの家	柳川市一新町1 - 18	20・4・1
朝倉居8	甘木朝倉医師会ヘルパーステーション	朝倉医師会ヘルパーステーション	朝倉市来春6 - 2	20・4・1
筑支15	社会福祉法人煌ケアプランセンター筑後	社会福祉法人グリーンコープケアプランセンター筑後	筑後市大字新溝95	20・4・1

中居15	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターのぞみ	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターのぞみ	中間市扇ヶ浦2丁目10-1グリーンコープやすらぎの家中間	20・4・1
筑紫居21	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターゆうゆう	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターゆうゆう	筑紫野市大字永岡1051-1	20・4・1
大野支11	大野城市中央在宅介護支援センター	悠生園ケアプランセンター	大野城市中2丁目5-5	20・4・1
像居19	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターお結び	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターお結び	宗像市田熊4丁目4-32	20・4・1
像支29	社会福祉法人煌ケアプランセンター宗像	社会福祉法人グリーンコープケアプランセンター宗像	宗像市田熊4丁目4-32	20・4・1
古居30	社会福祉法人煌ふくしサービスセンター古賀・新宮	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター古賀・新宮	古賀市中央5丁目1-34	20・4・1
遠居41	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターひだまり	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターひだまり	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目4-15	20・4・1
朝倉支16	朝倉町社会福祉協議会ケアプランサービス	朝倉市社会福祉協議会朝倉ケアプランサービス	朝倉市宮野2047-1	20・4・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久支16	久英会ケアプランサービス	久留米市上津1丁目10-31	久留米市藤光町965-2	20・4・1
大野支11	悠生園ケアプランセンター	大野城市上大利1丁目3-9	大野城市中2丁目5-5	20・4・1

遠居81	悠々ヘルパーステーション	遠賀郡水巻町立屋敷2丁目6-27	遠賀郡遠賀町大字今古賀466-2	20・4・1
朝倉居30	朝倉市社会福祉協議会朝倉ヘルパーステーション	朝倉市宮野2046-1	朝倉市宮野2047-1	20・4・1
朝倉支16	朝倉市社会福祉協議会朝倉ケアプランサービス	朝倉市宮野2046-1	朝倉市宮野2047-1	20・4・1

## 福岡県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久介歯302	オーラルケアサポート	久留米市西町609-7	久留米市西町604-2	20・3・1
像居46	アップルハート宗像ケアセンター	宗像市須恵550-1	宗像市須恵3丁目5-8	20・2・25
像居47	アップルハート宗像東訪問入浴センター	宗像市須恵550-1	宗像市須恵3丁目5-8	20・2・25

## 福岡県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止〔休止〕〔廃止〕の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

#### 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
嘉麻介薬8	中の坪調剤薬局	嘉麻市鴨生651	20・4・1
粕居18	さくらデイサービス	糟屋郡粕屋町大字長者原643 - 1 - 2 F	20・4・1

#### 福岡県告示第705号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
朝倉介32	甘木朝倉医師会病院	朝倉市三奈木2466 - 1	20・3・20

#### 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫介療1	二日市共立病院	筑紫野市二日市中央2丁目10 - 1	20・2・29
京介療6	医療法人唐原内科クリニック	築上郡吉富町大字広津291番地	20・3・31

北介訪3	訪問介護ステーション菜の花	糟屋郡宇美町明神坂1丁目2 - 1	20・3・31
遠介訪3	訪問看護ステーション「ともえ」	遠賀郡水巻町吉田西3丁目13 - 13	20・3・31
京支6	北九州保健企画ふれあい薬局指定居宅介護支援事業所	京都郡苅田町京町2丁目3番3号 第二川上ビル	20・3・31
京支15	吉富町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	築上郡吉富町大字広津641 - 1 吉富町老人福祉センター	20・3・31
大支34	やまなみケアプランサービス	大牟田市沖田町21	20・3・31
朝居4	太陽セランド株式会社久留米営業所	朝倉郡筑前町高田585	20・3・31
田居4	太陽セランド株式会社筑豊営業所	田川市大字川宮1200	20・3・31
田居6	太陽セランド株式会社太陽ヘルパーステーション	田川市大字川宮1200	20・3・31
田支5	太陽セランド株式会社たひようケアセンター	田川市川宮1200番地	20・3・31
田支17	扇ケアプランサービス	田川市魚町2120番9	20・3・31
柳支5	矢留介護支援センター	柳川市矢留本町30	20・3・31
朝倉支3	甘木朝倉医師会居宅介護支援センター	朝倉市三奈木2420 - 15 老人保健施設アスピア	20・3・31
朝倉支9	医師会ケアプランサービスあまぎ	朝倉市来春6 - 2	20・3・31
筑支8	グリーンコープ家事・介護支援センター「ふれんど」	筑後市大字新溝95	18・3・31
豊支6	社団法人 豊前築上医師会 指定居宅介護支援事業所	豊前市八屋1522 - 2	20・3・31
豊支10	ライフサポートセンター あんしん	豊前市大字三毛門748 - 4	20・3・31

中居20	特定非営利活動法人ニコニコネット	中間市大字下大隈1111 - 10	20・3・31
大野支3	喜和会ケアプランサービス	大野城市錦町4丁目3番8号	20・3・31
前居33	有限会社あしたば通所介護施設	前原市篠原東1丁目7 - 7	20・3・31
前居27	太陽セランド株式会社前原営業所	前原市高田1丁目8 - 8	20・3・31
北居1	ホームヘルプ 菜の花	糟屋郡宇美町明神坂1丁目2 - 1	20・3・31
遠居24	有限会社サンヨーメディカル	遠賀郡水巻町下二西3丁目5 - 8	20・3・31
遠支18	海老津ケアプランサービス	遠賀郡岡垣町大字山田5の1	20・3・31
遠居56	ヘルパーステーションつばさ	遠賀郡岡垣町吉木東1丁目14 - 6	20・2・29
鞍居43	デイサービスセンター鞍手園	鞍手郡鞍手町大字古門山ノ鼻2931 - 1	20・3・31
嘉麻居71	社会保険稲築病院介護サービスセンター いなつき訪問入浴サービスセンター	嘉麻市口春744 - 1	20・2・29
嘉麻支10	あいケアマネジメントセンター	嘉麻市口春744 - 1	20・2・29
嘉麻居56	グループホームうすい	嘉麻市下白井1082	20・3・31
み支4	有限会社エムコーポレーション	みやま市瀬高町大江145	20・3・31
み居20	ホームヘルプサービスすいせん	みやま市高田町上楠田1237	20・3・31

## 福岡県告示第706号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次

のように縦覧に供する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営宝珠山地区土地改良（農用地保全）事業変更計画書の写し	平成20年4月25日から 平成20年5月28日まで	東峰村役場

## 福岡県告示第707号

次に掲げる病院は、平成20年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構筑豊労災病院	飯塚市弁分633
飯塚市立穎田病院	飯塚市口原1061 - 1

## 福岡県告示第708号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか18市町村の平成20年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
	若松区 白山二丁目、大井戸町、西園町、西畑町、東畑町、大谷町、山ノ堂町、大字修多羅、修多	



北九州市	羅一・三丁目、上原町、栄盛川町、深町二丁目、下原町、棚田町、小糸町の各一部 白山三丁目、新大谷町、畑谷町 小倉南区 下曾根一・二丁目、葛原東三・四丁目、沼南町三丁目、新曾根、沼南町二丁目、中吉田三丁目の各一部	平成20年4月25日から 平成21年3月31日まで
福岡市	早良区原五丁目	〃
直方市	大字植木の一部	〃
飯塚市	勢田の一部	〃
田川市	大字猪国、大字弓削田の各一部	〃
柳川市	本町、袋町、奥州町、柳町、坂本町、一新町、三橋町垂見の一部	〃
行橋市	南大橋五・六丁目	〃
小都市	津古の一部	〃
春日市	桜ヶ丘、日の出町の一部、春日、春日公園の各一部	〃
宗像市	大島の一部	〃
宮若市	上有木、四郎丸の各一部	〃
嘉麻市	大隈町、牛隈の各一部	〃
みやま市	瀬高町小田、瀬高町濱田、瀬高町大江の各一部	〃
久山町	久原の一部	〃
香春町	大字採銅所の一部	〃
添田町	大字添田の一部	〃
糸田町	大熊の一部	〃
赤村	大字内田、大字赤の一部	〃
みやこ町	犀川大坂、犀川山鹿、犀川大村、犀川柳瀬の各一部	〃

福岡県告示第709号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ソルト・パヤタス
- (2) 代表者の氏名  
小川 恵美子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3686番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々が、国籍に係りなく健康で最低限度の文化的生活を保証され公正な社会と世界を創出するために、東アジアを中心に、貧困に苦しむ現地住民に対して支援を行い、自立促進と生命の保全に貢献する事業を行い、また広報活動を通じて問題の理解と参画を推進することを目的とする。

福岡県告示第710号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年4月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

## 特定非営利活動法人福岡高齢者排泄改善委員会

## (2) 代表者の氏名

宮崎 良春

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区大博町1番8号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者排泄機能障害者の排泄機能改善のための必要な実地調査と改善の検証及び、排泄ケアの知識・技術の普及・啓発を行うことで、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第711号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年4月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ふくこい

## (2) 代表者の氏名

石川 鉄也

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目6番2号大長ビル701号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、青少年の健全育成、地域間の交流、地域の活性化に関する事業を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像 福	飯塚 間 線	福津市上西郷545番3先から 同市上西郷540番1先まで

## 公告

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 名称

有限会社龍進工業

## (2) 所在地

大牟田市沖田町29番地

## (3) 代表者

代表取締役 小山 公政

## 2 行政処分の内容

## 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

平成20年4月9日

## 4 処分の理由

事業者が、平成20年4月1日付けで、熊本県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達内容（2件）

## (1) 調達物品の名称及び数量

ア	男性警察官用防寒服 種（コート）	600着程度
	男性警察官用防寒服 種（ブルゾン）	1,000着程度
	女性警察官用防寒服（コート）	30着程度
	女性警察官用防寒服（ブルゾン）	30着程度
イ	男性警察官用雨衣（リバーシブル）	800着程度
	男性警察官用雨衣（白）	200着程度
	女性警察官用雨衣 種（リバーシブル）	30着程度
	女性警察官用雨衣 種（白）	10着程度
	女性警察官用雨衣 種（リバーシブル）	30着程度
	女性警察官用雨衣 種（白）	10着程度

## (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

契約締結日から平成21年3月31日（火）までの間

## (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月15日現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百貨	

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

## (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

## (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

## (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

## (6) 納入する物品に必要な生地等の供給を受けられること。

## (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

## (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

- 中でない者
- (9) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成20年4月25日(金)から平成20年5月12日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法  
直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成20年4月25日(金)から平成20年5月12日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成20年5月15日(木)午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
4の部局が指定する場所
- (2) 日時  
ア 平成20年5月16日(金)午前10時00分  
イ 平成20年5月16日(金)午前10時20分
- 12 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積単価(各調達物品1着当たりの単価)に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

**選挙管理委員会**

## 福岡県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙（北九州市八幡西区選挙区）における候補者岩元一儀の出納責任者から訂正があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成19年12月福岡県選挙管理委員会告示第162号）の一部を、次のとおり改める。

平成20年4月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙（北九州市八幡西区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、岩元一儀の項を次のとおり改める。

No. 3

候補者氏名	岩 元 一 儀	所属党派	民 主 党	出納責任者氏名	松 尾 繁 司
第1回報告分	期間 平成19年2月16日から平成19年4月18日まで			報告書受理年月日	平成19年4月20日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
福岡県民社協会		50,000円
民主党福岡県総支部連合会		640,000円
大久保 利光	会社役員	50,000円
古海 正孝	会社役員	30,000円

その他の寄附	2件	20,000円
その他の収入		5,000,000円

今 回 計	5,790,000円
前 回 計	0円
総 計	5,790,000円

支 出

人 件 費	607,000円
家 屋 費	761,542円
(選挙事務所費)	695,013円)
(集会会場費)	66,529円)
通 信 費	475,442円
交 通 費	31,151円
印 刷 費	462,250円
広 告 費	414,450円
文 具 費	184,219円
食 糧 費	85,280円
休 泊 費	0円
雑 費	91,185円

今 回 計	3,112,519円
前 回 計	0円
総 計	3,112,519円

No. 4

候補者氏名	岩 元 一 儀	所属党派	民 主 党	出納責任者氏名	松 尾 繁 司
第2回報告分	期間 平成19年4月19日から平成19年4月26日まで			報告書受理年月日	平成19年4月27日

収 入		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
主たる寄附		
その他の寄附		
その他の収入		
今 回 計		0円
前 回 計		5,790,000円
総 計		5,790,000円

支 出	
人 件 費	0円
家 屋 費	0円
(選挙事務所費)	0円
(集合会場費)	0円
通 信 費	0円
交 通 費	0円
印 刷 費	0円
広 告 費	0円
文 具 費	0円
食 糧 費	0円
休 泊 費	0円
雑 費	31,243円
今 回 計	31,243円
前 回 計	3,112,519円
総 計	3,143,762円

**公安委員会**

福岡県公安委員会告示第125号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年4月25日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年5月27日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第126号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年4月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年5月22日（木） 13：30～16：30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成20年5月23日（金） 13：30～16：30	田川郡川崎町大字田原804番地 川崎町総合福祉センター	田川警察署
平成20年5月27日（火） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成20年5月30日（金） 13：30～16：30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

## 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 海区漁業調整委員会

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成20年4月25日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会 長 小 原 博 義

## 1 開催日時

平成20年5月8日（木）13時30分

## 2 開催場所

柳川市三橋町高畑271 福岡県有明海水産会館講堂

## 3 案件

- (1) 有明海の農林水産大臣管轄漁場における漁場計画について  
（平成20年9月1日免許予定の、かきひび建養殖業、かき養殖業、のりひび建養殖業）



(2) 福岡県有明海区における漁場計画について  
(平成20年9月1日免許予定の、のり養殖業、かきひび建養殖業、あさり養殖業)

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号